

■建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

区分		床面積の合計	金額（円）
下記以外のもの（※）	一戸建ての住宅		5,000
	住宅用途を含む建築物の住宅部分		11,000
	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		11,000
標準計算法によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	40,000
		200㎡以上 ～	44,000
	住宅用途を含む建築物の住宅部分		80,000
仕様基準によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	20,000
		200㎡以上 ～	22,000
	住宅用途を含む建築物の住宅部分		38,000
仕様基準・計算併用法によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	29,000
		200㎡以上 ～	33,000
	住宅用途を含む建築物の住宅部分		59,000
標準入力法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		267,000
モデル建物法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		102,000

※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算

※単位は一つの建築物ごとになります。